

訴状の補正について

1 請求の趣旨 1

〔質問 1〕原告が問題としているのは、原告が希望していた勤務形態と実際の勤務形態との間に食い違いがあることであり、被告が一方的に、原告の従来 of 勤務形態を「変更」したのではないと思われませんが、そのように理解していいですか。次の 1, 2 のいずれかに○をし、2 に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

1 はい。

② いいえ。ここで「変更」という意味は次のとおりです。

別紙 2 のとおり

〔質問 2〕質問 1 への回答がいずれであるにせよ、この請求は、原告のいう「不利益変更」という事実があることの確認を求めるという趣旨と理解していいですか。次の 1, 2 のいずれかに○をし、2 に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

① はい。

2 いいえ。この請求の意味は次のとおりです。

〔質問 3〕質問 1 に対する回答がいずれであるにせよ、この請求の法的根拠（根拠となる法令がわかれば、その法令と条文。以下同じ）を明らかにしてください。

【回答】

地方公務員法第28条の5

憲法第31条(デュー・プロセス条項)によって援用する

労働契約法第10条

2 請求の趣旨2

〔質問1〕原告の主張は、平成27年度の勤務形態は平成28年3月31日で終了するが、同年4月1日以降も兵庫県は原告を雇用すべきであり、その際の勤務形態を「週3日、1日7時間45分」とすべきである、というものだと思いますが、そのように理解していいですか。次の1, 2のいずれかに○をし、2に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

① はい。

2 いいえ。原告が言いたいことは次のとおりです。

〔質問2〕平成28年度の勤務はまだ始まっていないので、この請求は、平成28年度につき、原告の主張する勤務形態で被告が原告との間で雇用関係を開始することを被告に義務付ける趣旨と思われると思いますが、そのように理解していいですか。次の1, 2のいずれかに○をし、2に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

① はい。

2 いいえ。この請求の趣旨は次のとおりです。

〔質問3〕この請求の法的根拠を明らかにしてください。

【回答】

地方公務員法第28条α5

憲法第31条(デュ-プロセス条項)により援用す

労働契約法第10条

### 3 請求の趣旨3

〔質問〕この請求は損害賠償請求であると思われませんが、その法的根拠を明らかにしてください。

【回答】

国家賠償法1条1項

平成28年 2月 16日

原告

住所：兵庫県西宮市楠10町2-8-31

氏名： 八木孝三 

1. 請求の趣旨1

〔質問1〕

回答2 いいえ。ここで「変更」という意味は次のとおりです。

「変更」は、原告の具体的勤務形態ではなく、その背後にある制度の「変更」である。

原告は週3日という勤務形態での契約を期待する権利を持っていたにもかかわらず、平成26年度再任用希望調書提出時期に突然、兵庫県はそうした勤務形態認められないとし、結果として平成26年度週4日という辞令を交付した。

確かに、原告は平成26平成27年度の2年間、週4日勤務を「受け止め」勤務していた。しかし、労働者と雇用者の力関係の不均衡を考えると、それは原告が勤務形態の変更を受け入れていたことを意味するものではない。

労働契約法10条は「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なもの」という判断基準を示している。これは原告の勤務に直接適用できる条文ではないものの、不利益変更であることから、憲法31条（デュープロセス条項）によりこの基準を援用した場合、「労働条件の変更の必要性」は認められないと考えられる。